

陸 災 防 技 発 第 9 号
令和 3 年 10 月 5 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技 術 管 理 部 長

陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について

標記につきましては、令和 3 年 9 月 29 日、厚生労働副大臣からの協力要請（以下「副大臣要請」という。）を受け、同日付け陸貨災防発第 135 号により会長から貴職あて通知されたところですが、同日、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から、基安安発 0929 第 4 号「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について（協力依頼）」（以下「安全課長依頼」という。）により、副大臣要請に係る具体的対応が示されました。

当協会では、副大臣要請及び安全課長依頼を踏まえ、下記による対応を実施することとしますので、貴支部会員事業場に周知いただきますとともに、労働災害防止に向けた一層の取組にご配慮いただきますようお願いいたします。

併せて、所轄都道府県労働局（以下「労働局」という。）との連携にもご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 本部における対応

- (1) 協会ホームページにロールボックスパレットによる荷役災防対策に関する情報提供コーナーを設置し、ロールボックスパレット及びテールゲートリフターによる労働災害防止関係の情報（労働災害発生状況及びその防止対策の必要性、専門家による解説、関係リーフレット等）を再掲しました（トップページのバナーからアクセスできます。）。
- (2) 安全課長依頼の別添 3「ロールボックスパレット／テールゲートリフター使う前の 5 つの基本チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を増刷し、各支部に必要部数を送付するとともに、関係機関へも配布します。
- (3) 全日本トラック協会と連携し、チェックリストを、広報誌「広報トラック 10 月 15 日号」に折込みにより配布することを予定しています。

- (4) 「陸運と安全衛生」10月号に副大臣要請関係記事を掲載します。
- (5) 陸災防労働災害事例生成ツールの共有事例にロールボックスパレット及びテールゲートリフター関連災害事例を随時追加登録します。

2 支部における対応

- (1) 労働局においても、副大臣要請及び安全課長依頼を踏まえ、各支部に対し所要の協力要請が行われることとされていますので、適切に対応いただきますようお願いします。特に、安全課長依頼の記の2(2)で示されているように、「荷主等との協議会等の機会においても安全対策の徹底が図られるよう」求められていますので、今年度事業として実施している「荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会」を活用した周知、広報について、同協議会の早期開催等、労働局と協議されるようお願いします。
- (2) 今後実施を予定している集団指導、コンサルティング事業、レベルアップ支援事業、個別サポート事業等の機会を捉え、安全課長依頼の別添2「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します！」(以下「別添2」という。)、チェックリスト及び「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」(以下「8つのルール」という。)を配布し、周知をお願いします。
- (3) 支部及び労働局等で利用するチェックリストは別途送付しますので、必要部数を本部担当に10月22日(金)までにご連絡ください。なお、労働局が利用するチェックリストも支部経由(労働局には別途連絡します。)で提供することとしていますので、労働局へも照会の上、必要部数の連絡をお願いします。
- 別添2については、集団指導等の際に必要な部数は労働局が用意することとされています。
- また、8つのルールについては、集団指導等の実施に合わせ、本部から各支部へ送付します。
- (4) 全日本トラック協会長に対しても、副大臣要請と同趣旨の要請が厚生労働省労働基準局安全衛生部長から行われていますので、会員事業場への周知、広報に当たっては、各都道府県トラック協会との連携にもご配慮ください。

担当：木下・滝谷
03-3455-3857
takitani@rikusai.or.jp